

令和2年第4回東広島市議会臨時会

# 提 出 議 案 説 明 書

令和2年11月

目 次

議案第 2 0 9 号	職員の給与に関する条例の一部改正について…………… 1 (総務部職員課)
議案第 2 1 0 号	特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の 一部改正について…………… 3 (総務部職員課)
議案第 2 1 1 号	東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部改正について…………… 5 (総務部職員課)

## 議案第209号

### 職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

#### 1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、本市職員の給与の改定を行うとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

#### 2 改正の内容

令和2年12月及び令和3年度以後に職員（会計年度任用職員を含み、再任用職員を除く。）に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。（第1条、第2条関係）

支給月	現 行	改 正	
		令和2年度	令和3年度以後
6月	1.30月分	1.30月分	1.275月分
12月	1.30月分	1.25月分	1.275月分

#### 3 施行期日

- (1) 令和2年12月に支給する期末手当に関する規定 令和2年12月1日
- (2) 令和3年度以後に支給する期末手当に関する規定 令和3年4月1日
- (3) その他の規定 公布の日

(根拠法令)

地方自治法

#### 第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒

冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 地方公務員法

### 第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

## 議案第210号

### 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

#### 1 改正の理由

一般職の職員の給与の改定に合わせて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率の改定を行おうとするものである。

#### 2 改正の内容

令和2年12月及び令和3年度以後に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。(第1条、第2条関係)

支給月	現 行	改 正	
		令和2年度	令和3年度以後
6月	2.25月分	2.25月分	2.225月分
12月	2.25月分	2.20月分	2.225月分

#### 3 施行期日

- (1) 令和2年12月に支給する期末手当に関する規定 令和2年12月1日
- (2) 令和3年度以後に支給する期末手当に関する規定 令和3年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

#### 第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### 第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手

当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 議案第 2 1 1 号

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

### 1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の任期付職員の給与の改定を行おうとするものである。

### 2 改正の内容

令和 2 年 1 2 月及び令和 3 年度以後に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。(第 1 条、第 2 条関係)

支給月	現 行	改 正	
		令和 2 年度	令和 3 年度以後
6 月	1.70 月分	1.70 月分	1.675 月分
1 2 月	1.70 月分	1.65 月分	1.675 月分

### 3 施行期日

- (1) 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当に関する規定 令和 2 年 1 2 月 1 日
- (2) 令和 3 年度以後に支給する期末手当に関する規定 令和 3 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

### 第 2 0 4 条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特

別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 地方公務員法

### 第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。